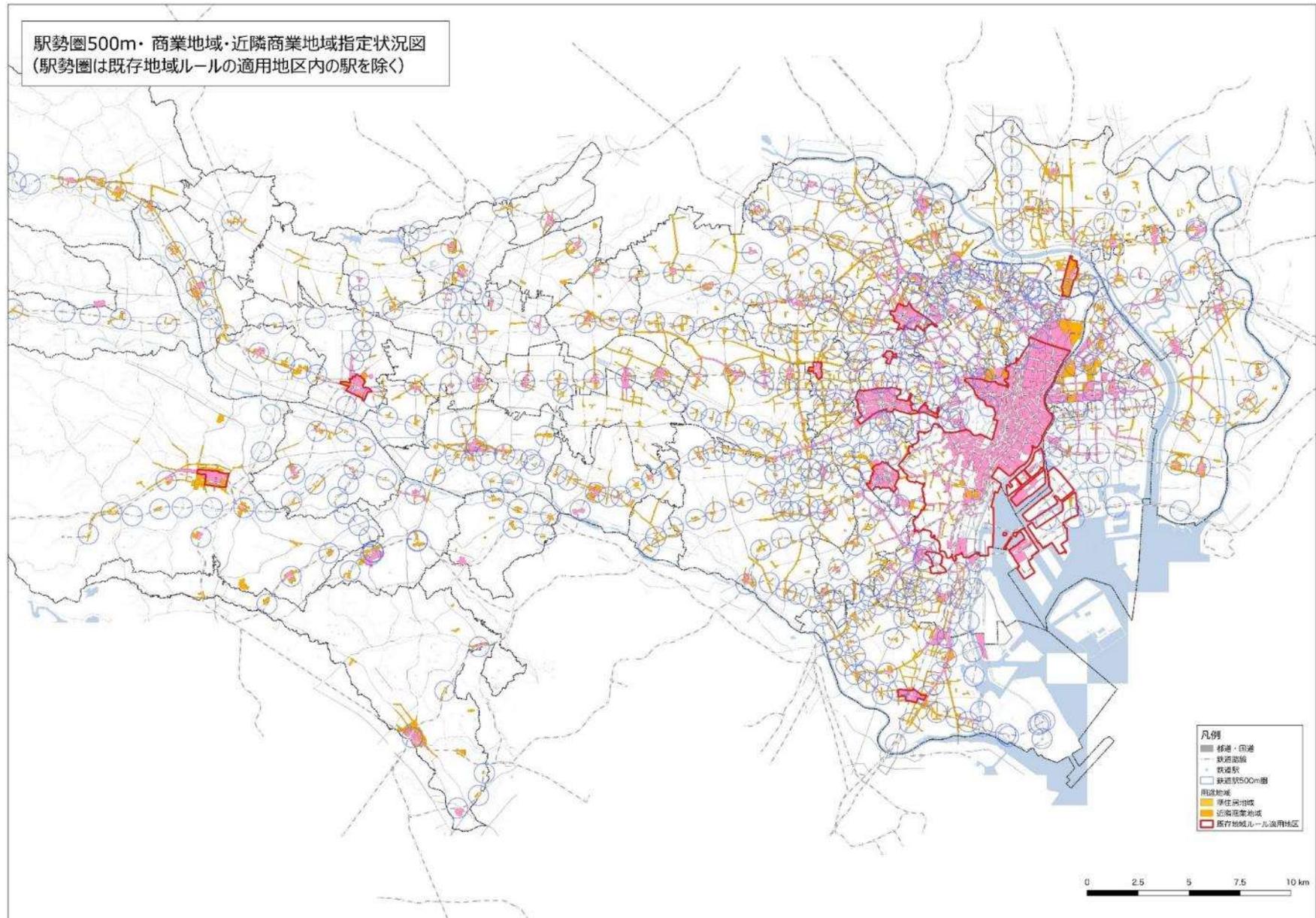


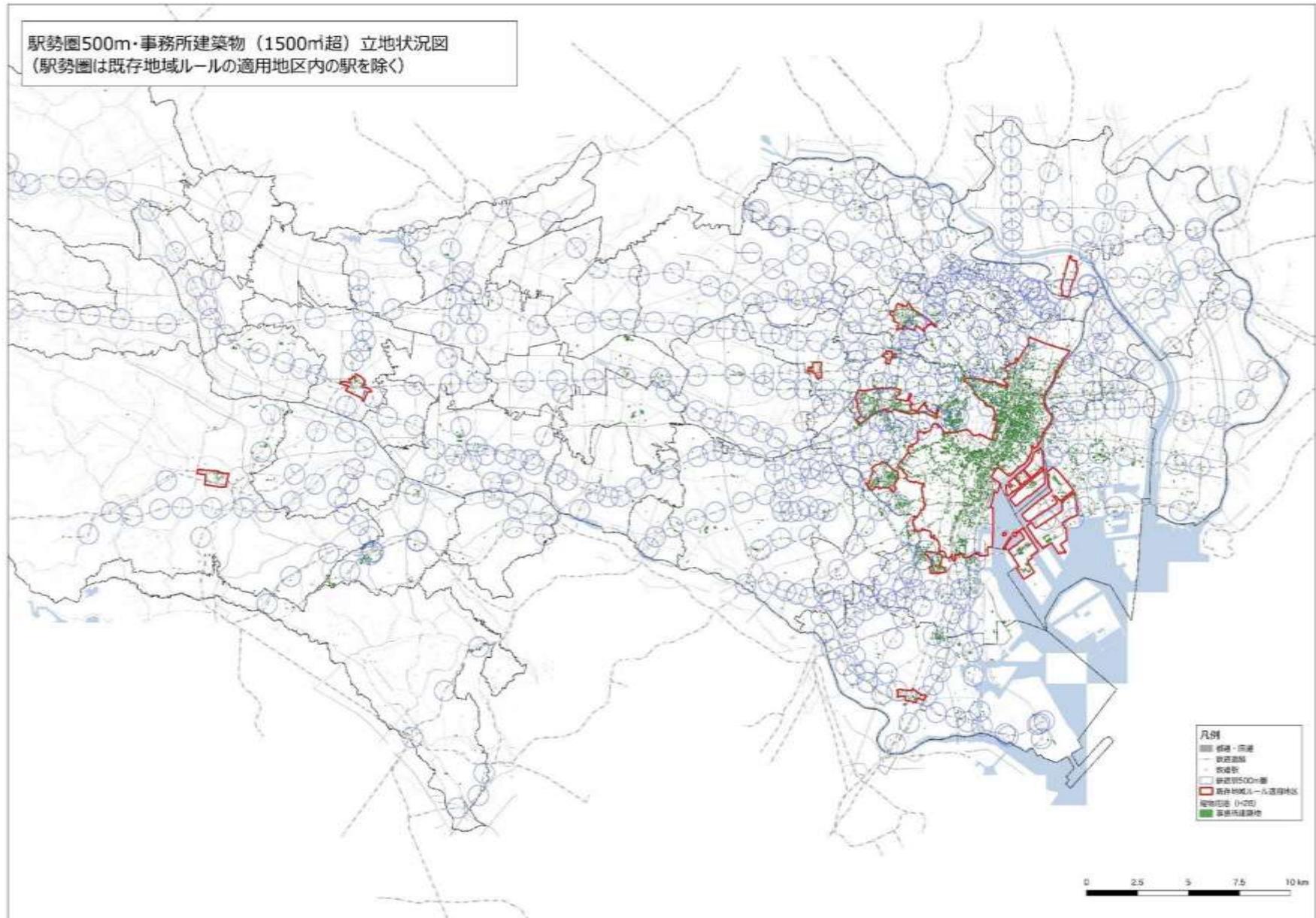
対象エリアの検討

■ 駅周辺エリア（500m）・商業地域・近隣商業地域地区指定状況



対象エリアの検討

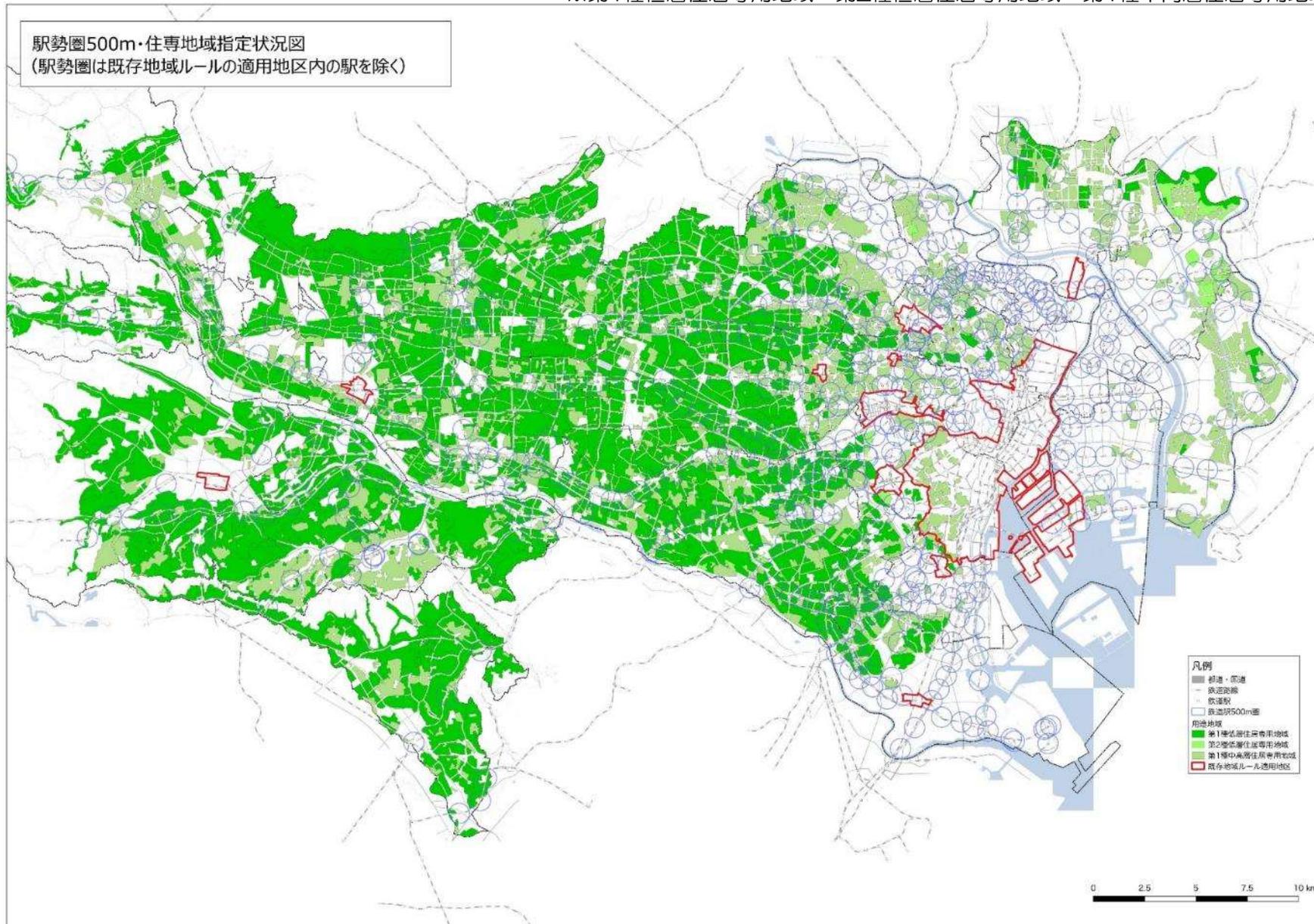
■ 駅周辺エリア（500m）・事務所建築物の立地状況



対象エリアの検討

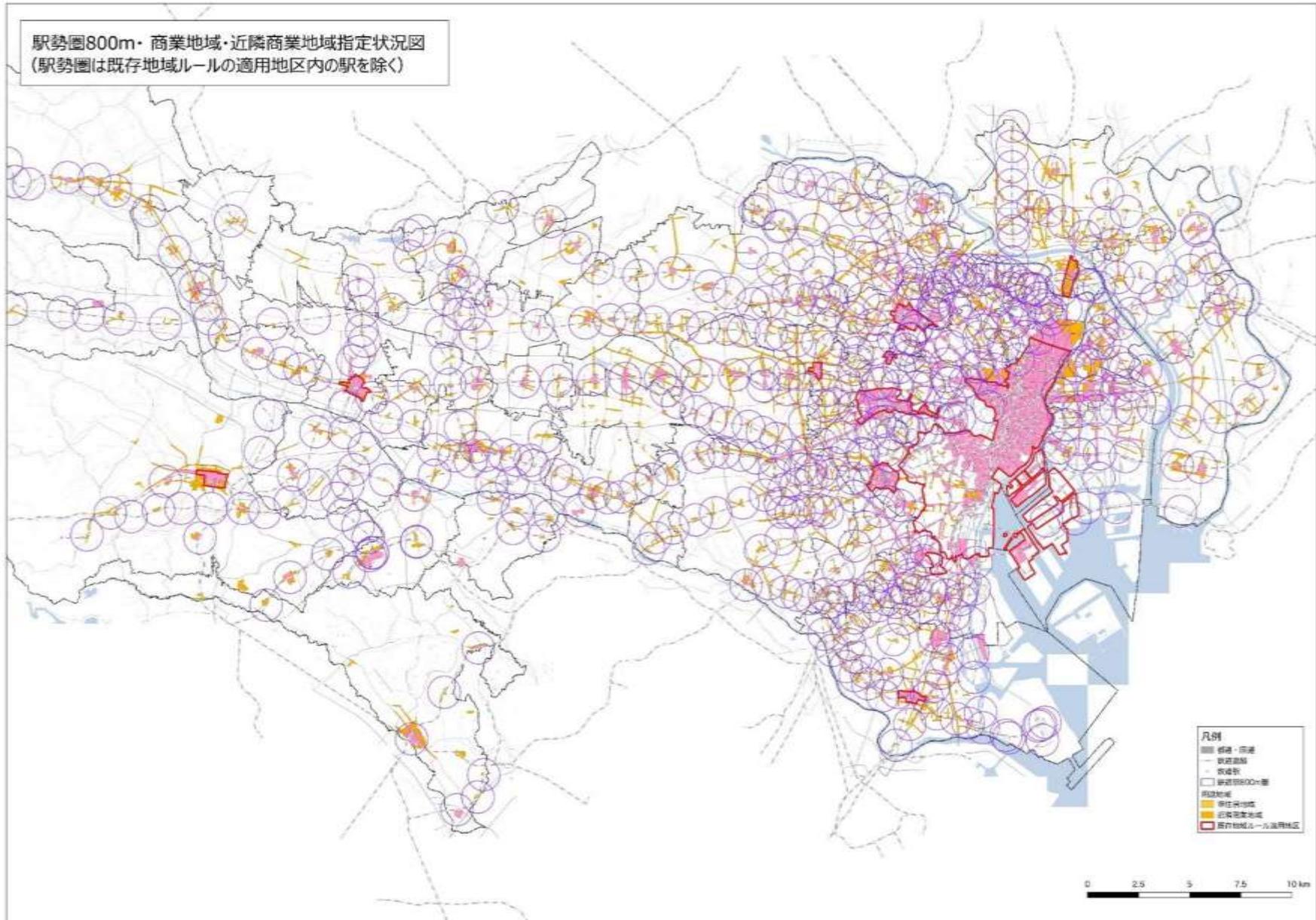
■ 駅周辺エリア（500m）・住居系用途※地域指定状況

※第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域



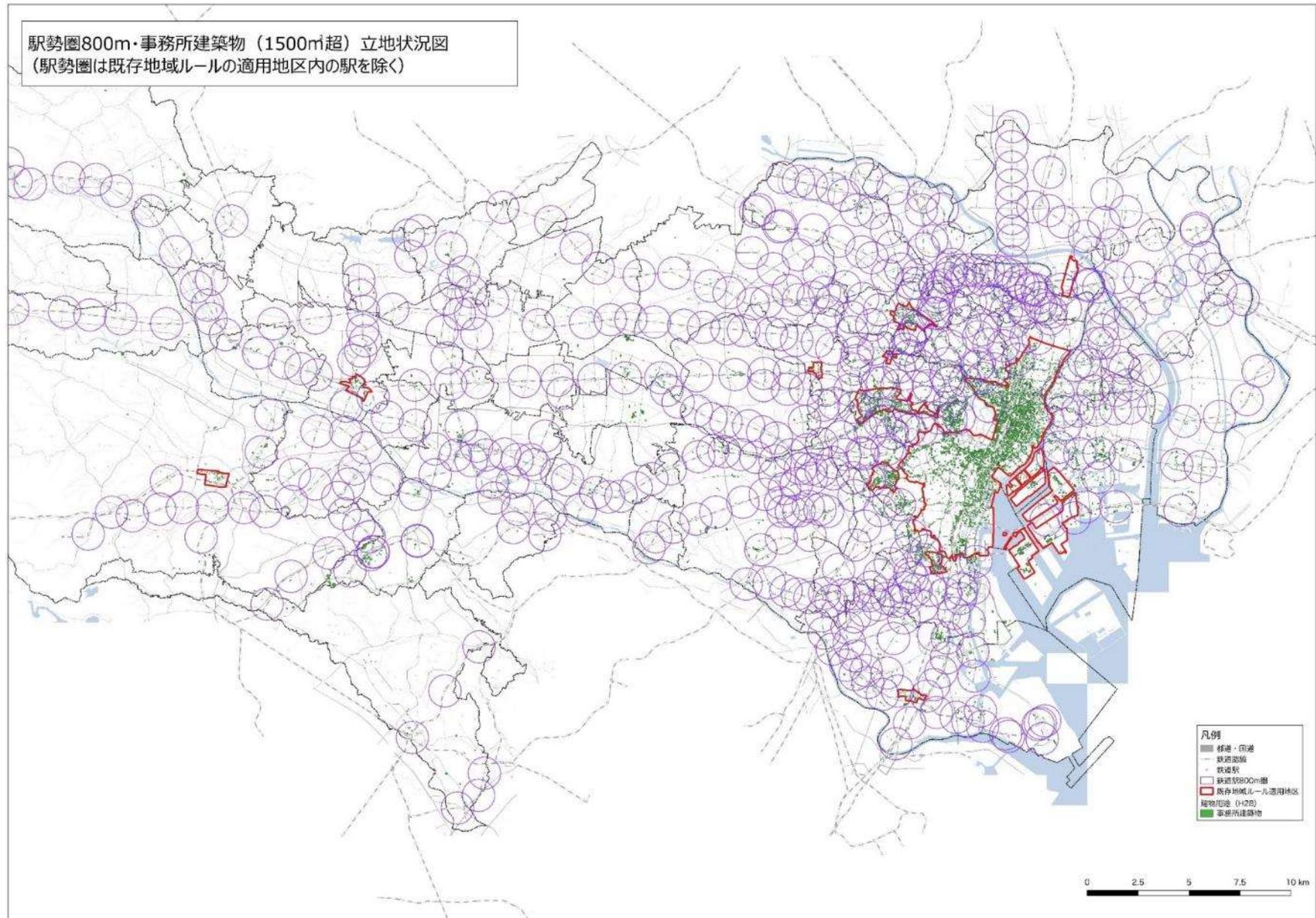
対象エリアの検討

■ 駅周辺エリア（800m）・商業地域・近隣商業地域地区指定状況



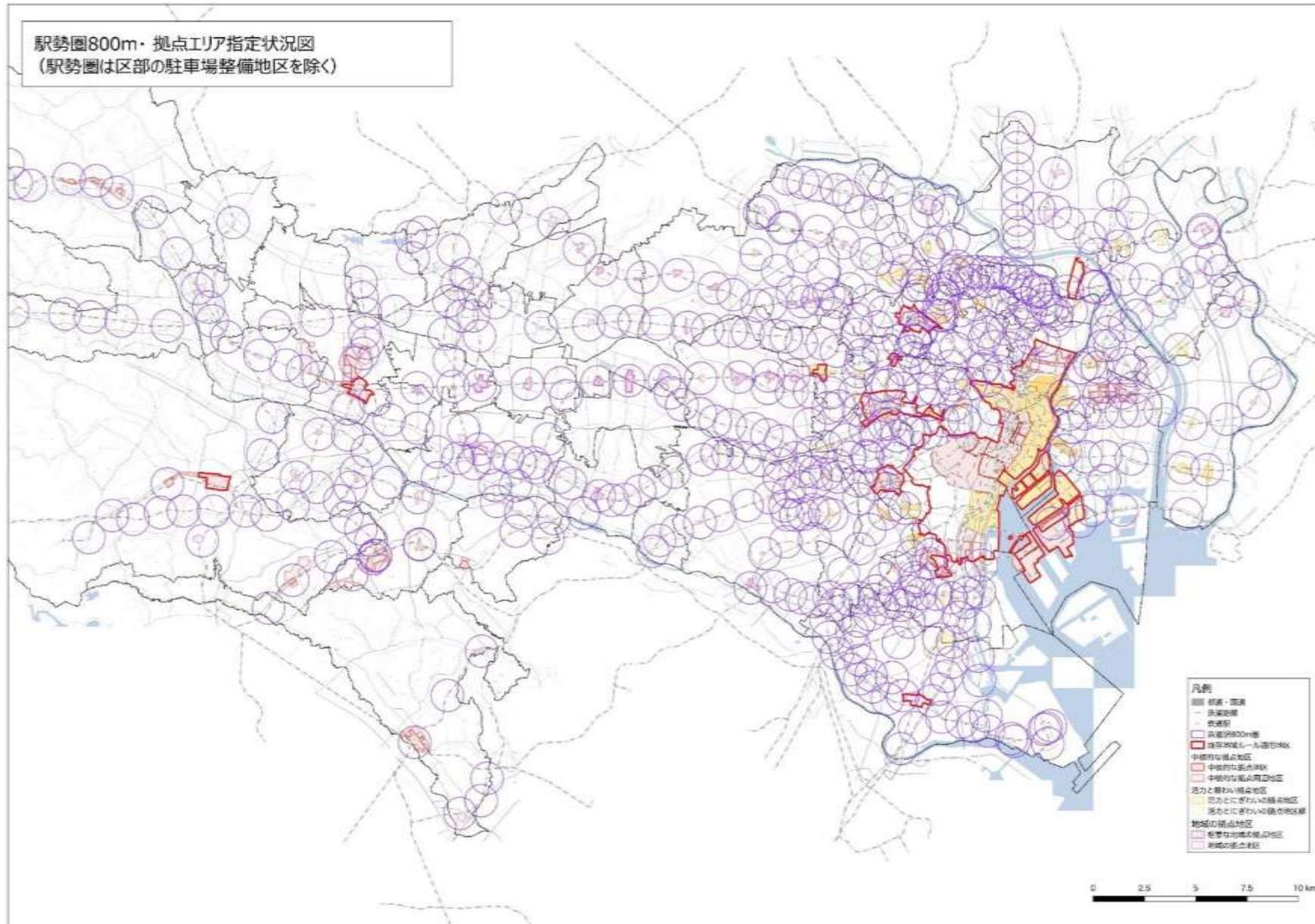
対象エリアの検討

■ 駅周辺エリア（800m）・事務所建築物の立地状況



対象エリアの検討

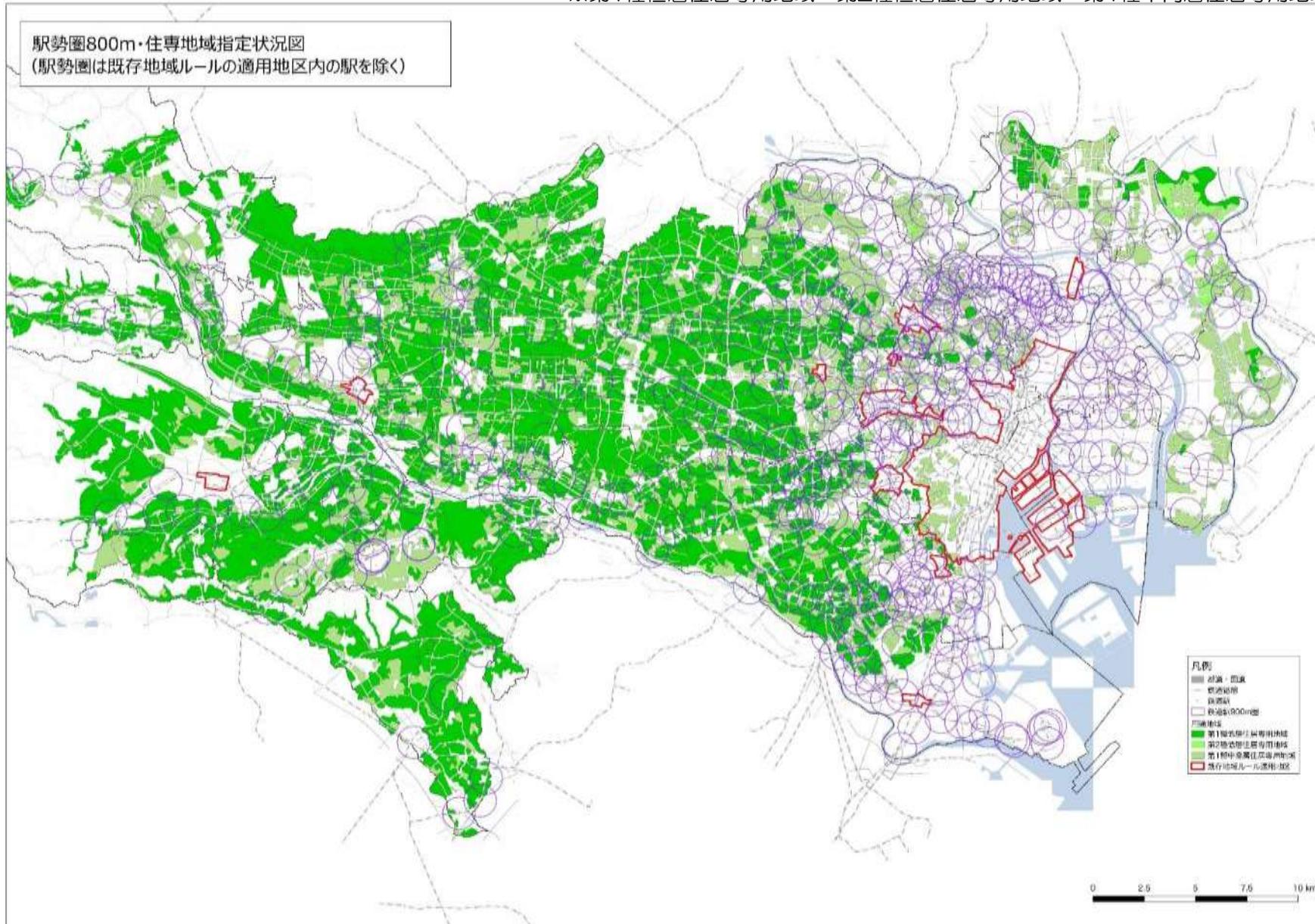
■ 駅周辺エリア（800m）・拠点地区指定状況



対象エリアの検討

■ 駅周辺エリア（800m）・住居系用途※地域指定状況

※第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域



ウォークブルの取組が考えられるエリア

○観光地、伝統建築物

- ・浅草寺周辺



- ・柴又帝釈天周辺



- ・東京タワー、芝公園周辺



○人の集まる商店街

- ・谷中銀座周辺



- ・神楽坂商店街周辺



- ・吉祥寺商店街周辺



パーク・ストリート東京の取組地区

○パーク・ストリート東京の取組地区は、
既存地域ルール適用地区、若しくは駅周辺のエリア内に存在

○「パーク・ストリート東京」取組地区一覧

自治体	地区名（道路名）	既存地域ルール
千代田区	丸の内仲通り・行幸通り	○
	川端緑道	○
中央区	仲通り	○
港区	新虎通り	○
新宿区	新宿三丁目モア4番街	○
	西新宿地区	○
台東区	浅草六区ブロードウェイ	
	おかちまちパンダ広場	
大田区	大森駅東口駅前広場	
渋谷区	渋谷リバー 스트リート	○
豊島区	池袋グリーン大通り、南池袋公園	○

・おかちまちパンダ広場



・大森駅東口駅前広場



まとめ

- 附置義務駐車場は、都内の駐車場整備台数の8割以上を占めており、駐車需要を支えているため、一部エリアの需給のミスマッチなどの課題は地域ルールにより地区の特性に応じた基準を策定していく
- 鉄道駅周辺など都内の公共交通機関が発達しているエリアでは車中心から人中心のまちづくりへの転換が進んでおり、これまでの地域ルールの対象エリアに加え、まちづくりの視点から駐車施設整備の課題があるエリアでも、地域ルール制度を活用できるようにしていくことが必要
- 物販、飲食店舗が集まる商業地域や建物利用者の大多数が公共交通を利用する事務所ビル等は、駅周辺の半径500m程度のエリアに集積

【新たな地域ルールの対象エリア（案）】

- 鉄道駅周辺のおおむね半径500m以内のエリア かつ
- 都市計画（地区計画等）や行政計画（都市計画マスタープラン等）において、人中心のまちづくりを誘導する等の位置付けがあるエリア